

議案第 110 号 競艇用投票関連情報処理機器の取得

1 取得の目的等

若松モーターボート競走場では、ボートレースにおける舟券購入(投票)から集計、払い戻しまでの情報処理を行うために、投票機器や集約化機器等の投票関連情報処理機器を設置している。

今回の取得は、老朽化及び機能向上のため、一部の情報処理機器を更新するものである。

2 取得機器の概要

- (1) 投票機器 43台
来場者が舟券を購入・払戻するための機器
- (2) 集約化機器 一式
全国の投票関連情報を集約化している中央情報処理センターと投票や競技に関するデータを送受信等する機器
- (3) キャッシュレス機器 4台
I Cカードによる投票機器

3 履行期間

平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

4 取得方法

随意契約 (W T O 政府調達協定適用)

5 随意契約の根拠

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

6 随意契約の理由

既存の投票関連情報処理機器と接続して使用するため、既存機器と同一メーカーの機器でなければシステムを構成できない。このため、既存機器のメーカーである日本トーター株式会社から機器を購入する。

7 買入れ予定金額

2 億 8, 794 万 9, 600 円

8 取得の相手方

日本トーター株式会社 (本店所在地: 東京都)

競艇用投票関連情報処理機器の取得

(自動発売機)



(自動発売払戻機)



(有人発売払戻機)



(集約化機器)



(キャッシュレス機器)

